

パブリックコメントの回答について

「市立小中学校体育館避難所への空調機整備と総合計画基本計画の変更について」のパブリックコメント募集手続きについては、令和7年12月23日から令和8年1月23日まで募集し、1名から1件の意見が提出されました。いただいた意見と市の考え方は以下のとおりです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
<p>空調機の整備は、避難所の機能強化として大変意義のある取組みだが、その一方で、空調機の使用料は、体育館を継続的に利用する団体にとって大きな負担となっている。利用者の不満等を防ぐためにも、空調機の設置目的と使用料の位置付けについて、利用者に分かりやすい形での対応を願う。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。次のとおりお答えします。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 使用料の考え方について 使用料は市の統一方針として、実費徴収としております(人件費などを含まない燃料費の額)。学校体育館の積算においても、ガス代、電気代から実費額を積算し、使用料としています。 実費額を使用料とする方針については、今回の学校体育館の使用料の際にも都度、説明させていただいておりますが、ご指摘を踏まえ、より丁寧な説明に努めさせていただきます。2. 今後についての検討(クラブへの財政的支援) 地域クラブ活動への財政的支援について検討しており、ご指摘の点について参考にします。